



法務局からのお知らせ



令和6年4月1日から

回覧

相続登記の申請が義務化されます！

◎不動産を相続したら相続登記が必要です。

※令和6年4月1日より前に相続した不動産も相続登記がされていないものは、義務化の対象になります。



不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」

① 基本的なルール

相続（遺言も含みます。）によって不動産を取得した相続人は、相続により不動産を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならないこととされました。

② 遺産分割が成立した時の追加的なルール

遺産分割の話し合いがまとまった場合、これによって不動産を取得した相続人は、遺産分割が成立した日から3年以内に、その内容を踏まえた登記を申請しなければならないこととされました。

①・②ともに、正当な理由がないのに義務に違反した場合、10万円以下の過料の適用対象となります。

→お問い合わせは裏面の管轄法務局へ

福島地方法務局

未来へつなぐ



相続登記



福島地方法務局 管内法務局一覽

庁名	不動産登記管轄区域	所在地、電話番号
本局	福島市、伊達市、伊達郡桑折町、 国見町、川俣町	〒960-8021 福島市霞町1番46号 福島合同庁舎 電話：024(534)2045（不動産登記部門直通）
相馬支局	相馬市、南相馬市、 相馬郡新地町、飯館村	〒976-0015 相馬市塚ノ町1丁目12番地1 電話：0244(36)3414(登記直通)
郡山支局	郡山市、田村市、田村郡三春町、 小野町、須賀川市、 岩瀬郡鏡石町、天栄村、 石川郡玉川村、平田村	〒963-8539 郡山市希望ヶ丘31番26号 郡山第2法務総合庁舎 電話：024(962)4505（登記部門直通）
白河支局	白河市、西白河郡西郷村、 泉崎村、中島村、矢吹町、 東白川郡棚倉町、鮫川村、塙町、 矢祭町、石川郡石川町、浅川町、 古殿町	〒961-0074 白河市郭内1番地136 白河小峰城合同庁舎 電話：0248(22)1207（登記直通）
若松支局	会津若松市、喜多方市、 耶麻郡磐梯町、猪苗代町、 西会津町、北塩原村、 大沼郡会津美里町、三島町、 金山町、昭和村、 河沼郡会津坂下町、柳津町、 湯川村	〒965-0873 会津若松市追手町6番11号 会津若松合同庁舎 電話：0242(27)1501(登記部門直通)
いわき支局	いわき市	〒970-8026 いわき市平字堂根町4番地11 いわき地方合同庁舎 電話：0246(23)1729（登記部門直通）
二本松 出張所	二本松市、本宮市、 安達郡大玉村	〒964-0906 二本松市若宮二丁目165番地8 電話：0243(22)2617
田島出張所	南会津郡南会津町、下郷町、 檜枝岐村、只見町	〒967-0004 南会津郡南会津町田島字寺前甲2869番地 電話：0241(62)0249
富岡出張所	双葉郡富岡町、広野町、楡葉町、 大熊町、川内村、浪江町、 双葉町、葛尾村	〒979-1111 双葉郡富岡町小浜554番地7 電話：0240(22)3052